

家庭ごみ有料化実施計画(案)

平成 23 年 8 月

苫小牧市

目 次

1	はじめに	1
2	背景	2
	(1)基本計画の概要	2
	(2)ごみ排出量の現況	2
	(3)ごみ処理経費の現況	3
	(4)道内の実施状況	4
3	目的	5
4	効果	6
	(1)大幅なごみ減量	6
	(2)大幅なごみ焼却量削減	7
5	制度	8
	(1)対象範囲	8
	(2)手数料の体系	8
	(3)指定ごみ袋の交付方法	8
	(4)減免措置及び負担軽減措置	9
	(5)大型ごみ処理手数料	9
	(6)収入用途	9
6	市民周知	10
7	実施時期	10
8	併用施策	11
	(1)不法投棄対策	11
	(2)不適正排出対策	11
	(3)紙類の資源回収	11
	(4)拠点回収の拡充	11
	(5)集団回収の拡充	11
	(6)生ごみの減量化	11
参考	新たな分別区分表	12

1 はじめに

苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、家庭ごみの有料化に関して、平成 12 年 10 月には「将来的な家庭ごみの有料化を検討する必要がある」と提言し、平成 19 年 3 月には「有料化はごみ減量化に有効な方策であるとともに、費用負担の公平性も図ることができるが、新たな市民負担を伴うことから、それ以前にごみ減量化とリサイクルの推進に取り組むべき」との旨の答申を行っています。

本市では、これを受けて、19 年度に『053 大作戦』、21 年度に『eco ライフ大作戦～053 ステージ 2～』を実施する中で、廃食油、古着・古布の拠点回収や、集団回収団体への奨励金交付事業等に加え、平成 22 年 4 月からはプラスチックの資源回収も開始するなど、ごみ減量とリサイクルの推進に対して、まちぐるみでの取組を展開してきた結果、市民の皆さんの協力により、一定の成果を得ることができました。

しかし、循環型社会を構築するためには、より一層のごみ減量とリサイクル推進に取り組む必要があります。そこで、平成 22 年 3 月に策定した「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）では、前期目標として、1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量 550g とリサイクル率 28% の達成という 2 つの数値目標を掲げています。この目標を達成するためには、様々なごみ減量施策とリサイクル推進方策を一体的に展開することが必要ですが、大幅なごみ減量を目指すための重点施策の一つとして、「26 年度までの家庭ごみ有料化の実施」を目指しています。

そこで、平成 22 年 9 月 22 日、審議会に対し、「家庭ごみの有料化について」を諮問し審議を重ねていただいたところ、平成 23 年 3 月 28 日に「市民理解を得るための周知を十分に行うとともに、様々なごみ減量・リサイクル推進方策と一体的に実施すべきではあるものの、家庭ごみを有料化し、大幅なごみ減量を目指すべき」との答申を受けました。

本市では、この答申を受け、同年 6 月に「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」を取りまとめ、市民説明会等を通じて、各種団体や市民の皆さんから様々な意見をいただけてきました。

「家庭ごみ有料化実施計画」（以下「本計画」という。）は、それらの意見や答申を踏まえて策定されたものであります。今後は、家庭ごみ有料化の実現に向けて、条例改正等の必要な手続きはもとより、徹底した市民周知に取り組んでまいります。

2 背景

(1) 基本計画の概要

基本計画は今後 15 年間のごみ減量施策とリサイクル推進方策を定めたものであり、『053（ゼロごみ）のまち とまこまい』を基本理念に掲げ、循環型社会の構築を目指しています。

また、計画期間を 5 年ごとに前期、中期、後期と区切り目標値を設定するとともに、その目標を達成するための施策を掲げています。

表 1 苫小牧市一般廃棄物処理基本計画の概要

基本理念	053（ゼロごみ）のまち とまこまい	
前期目標 (26年度)	＜1人1日当たりの家庭ごみ排出量＞ 550g（H21実績, 698g） ＜リサイクル率＞ 28%（H21実績, 17.3%）	
重点施策	＜家庭ごみ＞ ① 家庭ごみの有料化 ② 分別品目の拡大 ③ 集団回収事業の拡充	＜事業系ごみ＞ ① ごみ処理手数料の適正化 ② 多量排出事業者への指導 ③ 分別排出・適正排出の指導及び啓発
	＜ごみ処理施設＞ ① 焼却処理施設 ② 資源化施設 ③ 最終処分場	＜市民への情報提供と啓発＞ ① ごみに関する情報の提供と共有 ② 環境教育の拡充 ③ 地域住民と連携したごみ減量と美化運動 ④ リサイクルプラザ苫小牧の活用

(2) ごみ排出量の現況

近年、本市のごみ排出量は緩やかな減少傾向にあり、21年度実績では、はじめて1人1日当たりの家庭ごみ排出量が700gを下回りました。

しかし、現状の傾向のまま推移した場合には、26年度の排出量は695gになると推計しており、前期目標の550gを達成することは不可能であると考えています。

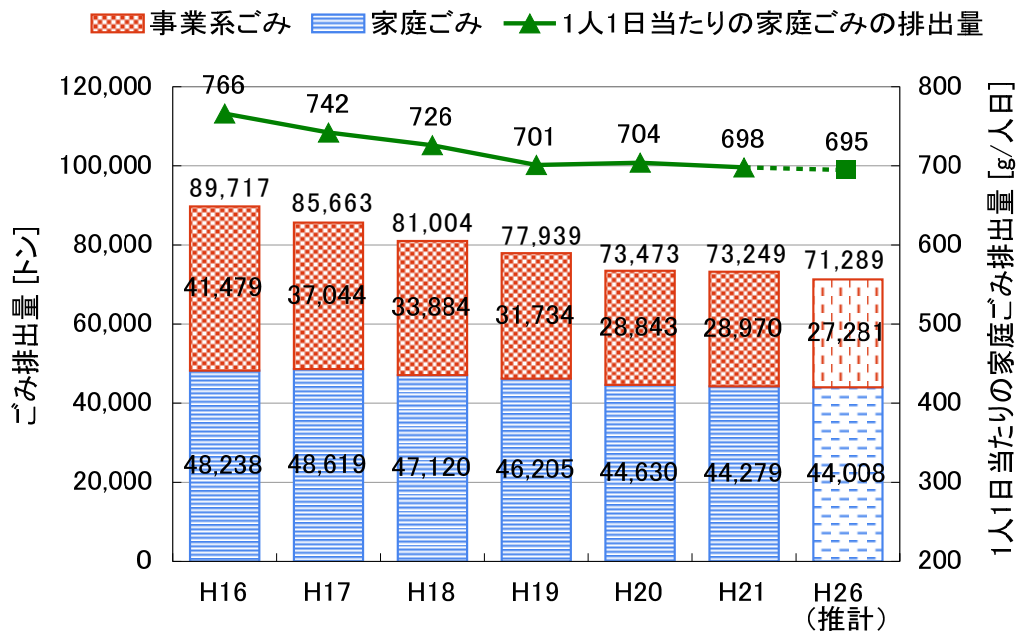


図1 本市のごみ排出量の現況と将来推計

(3)ごみ処理経費の現況

ごみ収集業務の民間委託の拡大など、ごみ処理行政の効率化と経費削減に努めてきた効果により、近年、本市のごみ処理経費は削減傾向にあります。現在でも総額で20億円程度が、ごみを処理するために費やされています。

この金額から、事業系ごみと大型ごみの処理手数料による収入を差し引いて、単純に人口で割り返しますと、市民1人当たり年間約1万円の税金が、ごみ処理に対して負担されていることとなります。

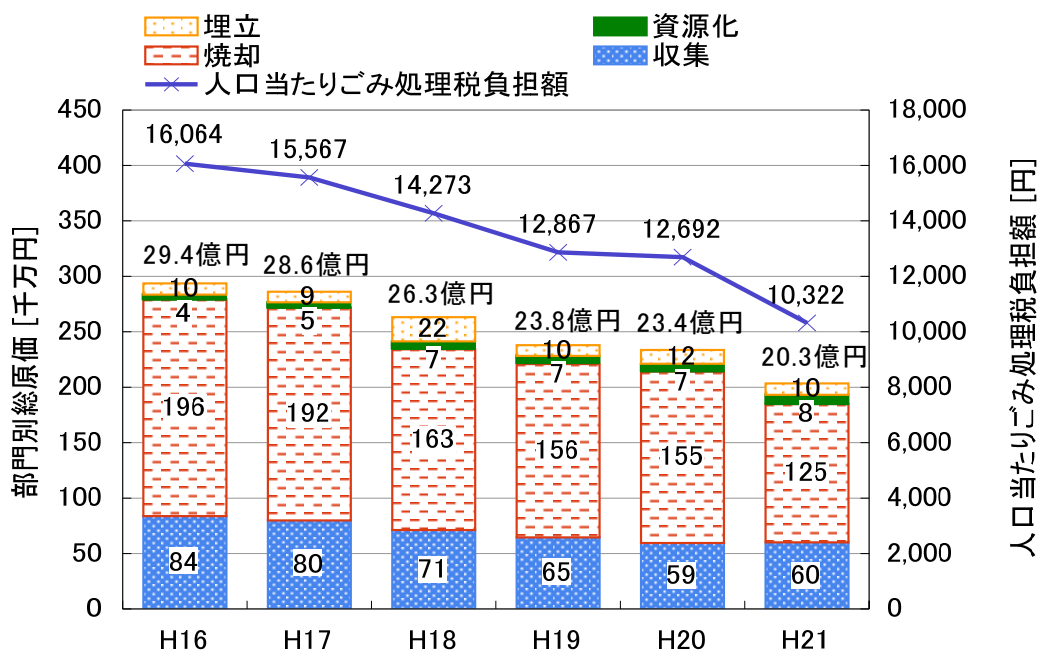


図2 本市のごみ処理経費の現況

(4) 道内の実施状況

平成 22 年 4 月 1 日現在、道内の全 179 市町村のうち 163 市町村（91.1%）が、すでに家庭ごみを有料化しています。*

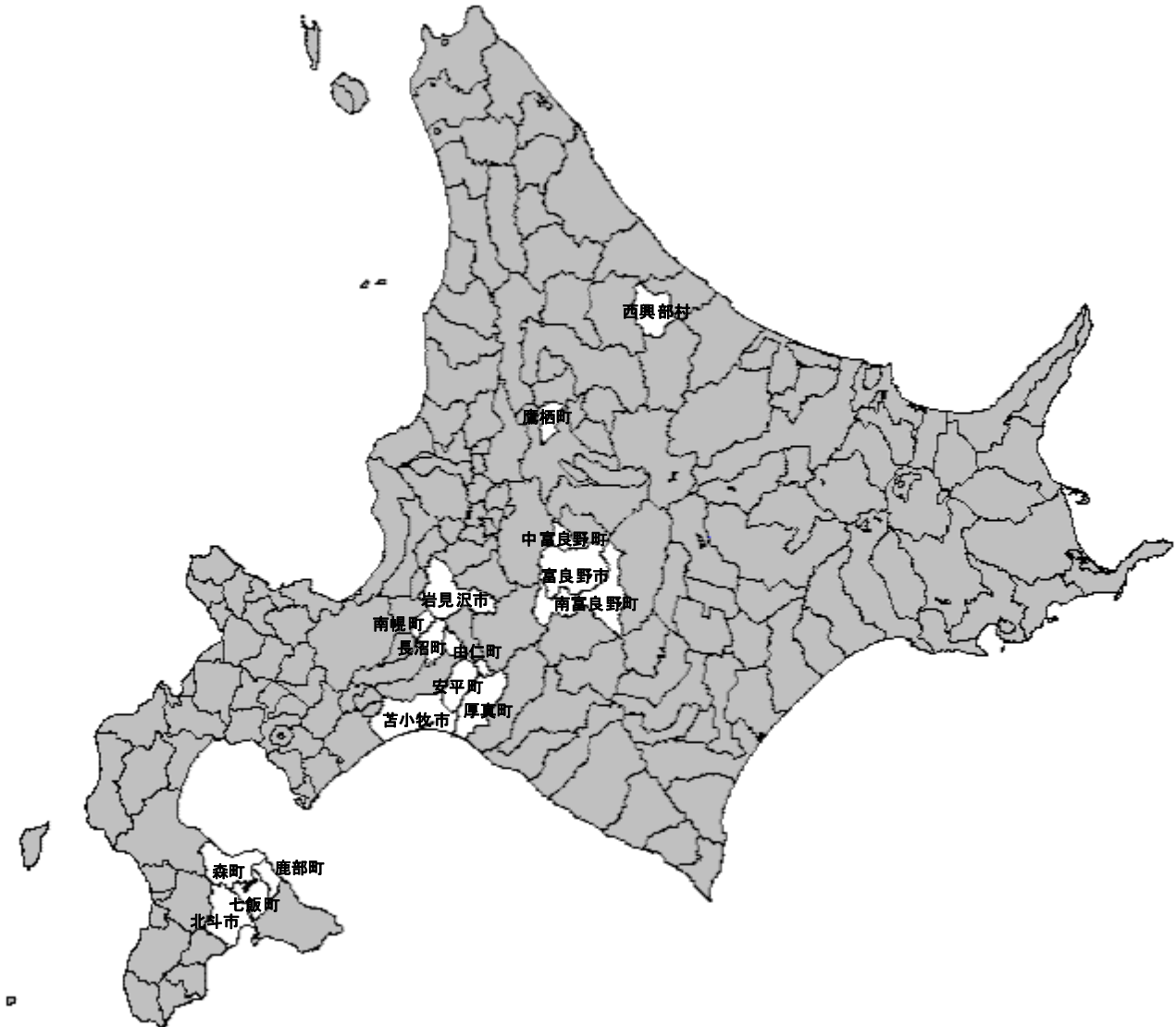


図 3 道内の家庭ごみ有料化実施状況

表 2 道内主要他市(人口 5 万人以上)と隣接自治体の手数料水準

手数料水準	採用自治体
2. 0 円 / リットル	札幌市, 旭川市, 函館市, 小樽市, 北見市, 江別市, 室蘭市, 千歳市, 北広島市, 恵庭市, 石狩市, 登別市, 白老町
2. 5 円 / リットル	釧路市
3. 0 円 / リットル	帯広市

* 出展:「北海道内における一般廃棄物処理の有料化の状況について」, 北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課, 平成 22 年 9 月

3 目的

家庭ごみ有料化とは、家庭から排出される廃棄物について、それを適正に処理するための費用の一部を、市民が手数料という形で直接負担する仕組みのことです。

家庭ごみ有料化には、①ごみ減量とリサイクル推進、②ごみ問題への意識向上、③ごみ処理費用の負担の公平化、という大きく3つの意義があります。

家庭ごみ有料化は、様々なごみ減量施策のうちの一つの手段となります。

家庭ごみ有料化の目的は、経済的な動機付け（＝インセンティブ）を活用して、大幅なごみ減量を達成することにあります。

表 3 家庭ごみ有料化の意義

意 義	説 明
ごみ減量とリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none">● 手数料負担を軽減しようとするため、ごみの発生抑制が期待できる。● 手数料負担を軽減するために分別の徹底が図られ、リサイクル率の向上が期待できる。
ごみ問題への意識向上	<ul style="list-style-type: none">● ごみ減量のためにライフスタイルを見つめ直す良いきっかけとなり、ごみ減量への行動の実践や分別意識の向上につながると期待できる。
ごみ処理費用の負担の公平化	<ul style="list-style-type: none">● ごみ排出量に応じて手数料を負担するため、ごみを大量に排出する場合には多く、少量の場合には少ない負担となる。そのため、ごみ減量への努力が報われる形となるため、ごみ処理費用の負担の公平化につながる。

4 効果

(1) 大幅なごみ減量

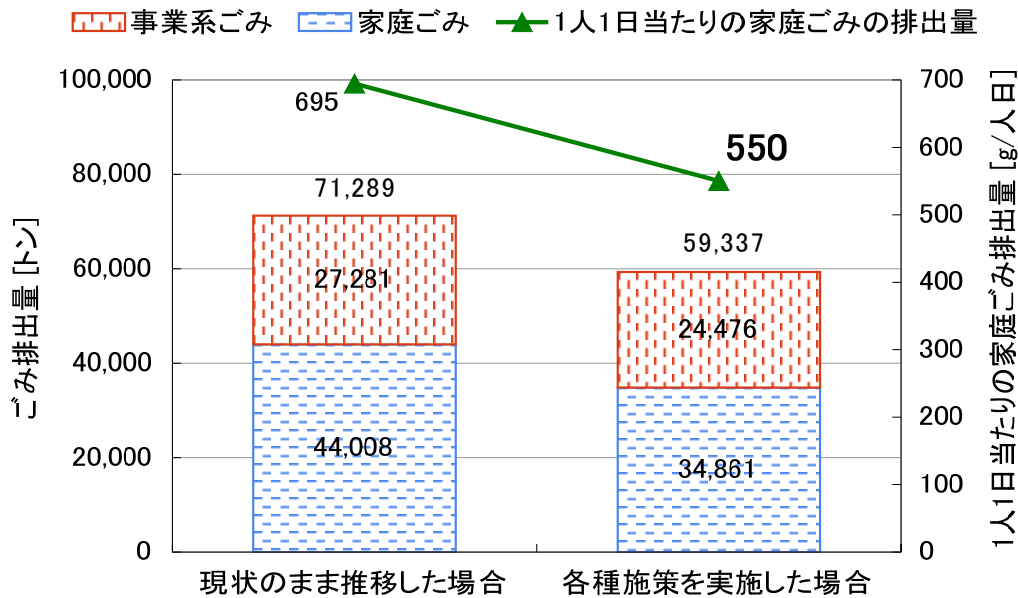


図 4 26 年度のごみ排出量の推計

現状のまま推移した場合、26 年度の 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は 695g になると推計しており、基本計画に掲げた目標を達成することはできません。

しかし、家庭ごみ有料化を含む基本計画に掲げた各種施策を実施した場合には、現状から 1 万 2,000 トン程度という大幅なごみ減量につながり、1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量の数値目標 550g を達成できるものと考えています。

また、家庭ごみ有料化による減量効果は非常に大きく、大幅なごみ減量 (= 1 万 2,000 トン程度) に占める割合は 56% 程度と推計しています。

そのため、家庭ごみ有料化を実施することなく、大幅なごみ減量を達成することは難しいものと考えています。

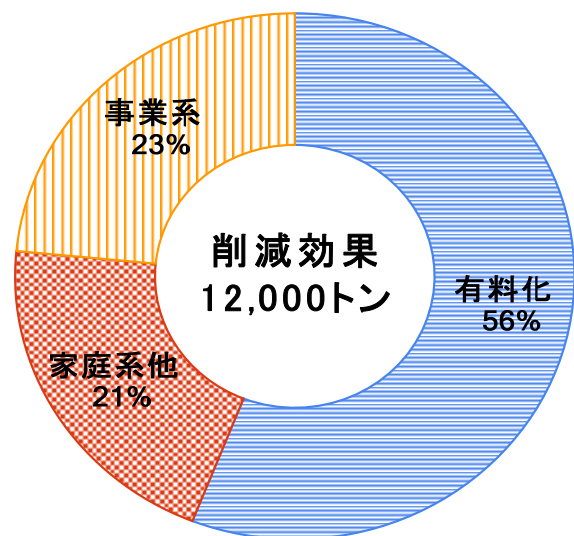


図 5 各種施策の削減効果内訳

(2) 大幅なごみ焼却量削減

大幅なごみ減量は、ごみ焼却量の大幅な削減につながります。

現状のまま推移した場合のごみ焼却量は、26年度で66,135トンと推計していますが、家庭ごみ有料化を含む基本計画に掲げた各種施策を実施した場合には、5万トンを下回る程度にまで削減できるものと推計しています。

現在、本市では、糸井清掃センターと沼ノ端クリーンセンターの2つの焼却施設にてごみを焼却処理していますが、糸井清掃センターは供用開始から30年程度を経ているため、非常に老朽化が進んでいます。

また、全国的に見ると、焼却施設の寿命は25年程度となっているため、糸井清掃センターについても、近い将来において建替を検討する必要があります。

しかし、ごみ焼却量が年間5万トン程度であれば沼ノ端クリーンセンターだけで焼却処理することができる見込みであることから、各種施策を実施した場合には、糸井清掃センターを建替えることなく、その廃炉を視野に入れた検討ができるものと考えています。

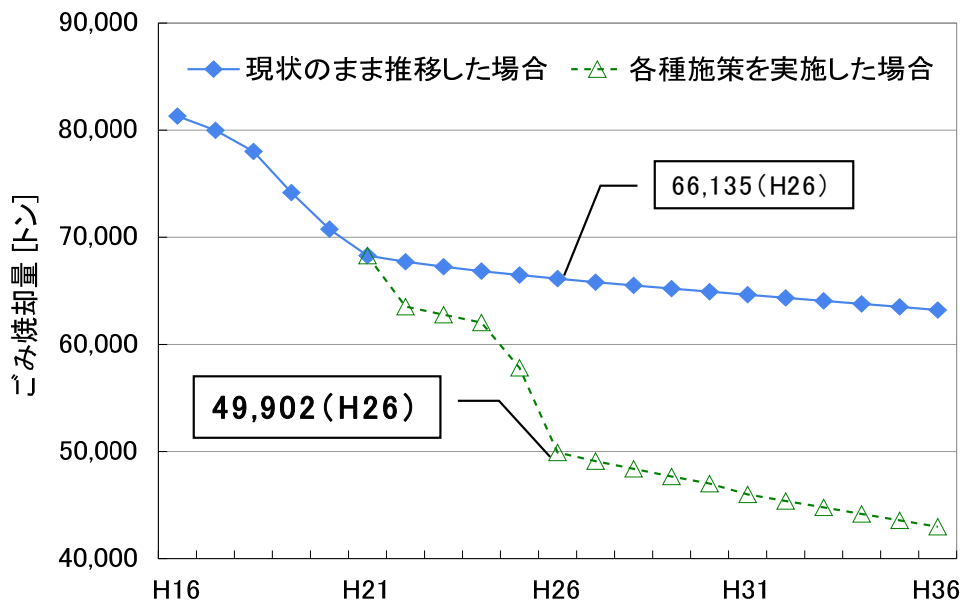


図 6 ごみ焼却量の推計

5 制度

(1) 対象範囲

家庭ごみ有料化の対象は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とします。

再生可能な資源物に相当するビン、缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック等については無料とし、分別の徹底を促します。

(2) 手数料の体系

手数料は、市民にとってわかり易く、また、事務処理上も煩雑でない、排出容量に単純比例する方式（単純従量制）とします。

また、手数料水準はごみ容量 1 リットル当たり 2 円とし、指定ごみ袋を交付することによって徴収します。

なお、指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」にも「燃やせないごみ」にも使える共有袋 1 種類とし、5 区分（5 リットル、10 リットル、20 リットル、30 リットル、40 リットル）の大きさを製作します。

表 4 指定ごみ袋の種類と 1 枚当たりの単価

種類 \ 大きさ	5 リットル	10 リットル	20 リットル	30 リットル	40 リットル
共有袋 ^注	10 円	20 円	40 円	60 円	80 円

(3) 指定ごみ袋の交付方法

指定ごみ袋は、その取扱を許可された市内の小売店等にて販売します。

指定ごみ袋には手数料が上乗せされているため、指定ごみ袋の購入代金の支払は手数料の納付を意味します。

指定ごみ袋の取扱店は、指定ごみ袋の納品数に応じた手数料を市に納付することになります。

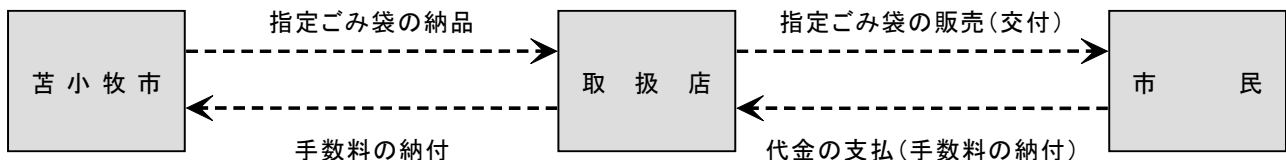


図 7 指定ごみ袋の交付方法

^注 共有袋は、「燃やせるごみ」を排出するためにも、「燃やせないごみ」を排出するためにも使える袋です。「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を同時に一つのごみ袋で排出できるという意味ではありませんので、これまでどおり、適切に分別し、それぞれの区分に応じて排出する必要があります。

(4) 減免措置及び負担軽減措置

自然災害や火災等による罹災ごみと、ボランティア清掃によるごみについては、減免します。

また、次の世帯については、一定の負担軽減措置を講じます。

- 2歳未満の乳幼児がいる世帯
- 苫小牧市在宅寝たきり老人等紙おむつ給付事業により紙おむつ利用券の給付を受けている世帯
- 苫小牧市重度障害者（児）日常生活用具給付事業により紙おむつの給付を受け、かつ給付の対象者が在宅している世帯

(5) 大型ごみ処理手数料

大型ごみの処理手数料は、段階的な料金体系に改定します。

現在、重さや大きさに関わらず、1点当たり 500 円を徴収しています。

これを大きさを基準とした 2 段階の手数料設定とすることで、一部の大型ごみについては負担軽減にもつながることから、より利用しやすくなるものと考えます。

表 5 大型ごみの区分と手数料の額

区 分	手数料の額
<ul style="list-style-type: none">● 最大容量の苫小牧市指定ごみ袋に入らないもの● 最大の辺の長さ又は径が 1m 以下のもの	300 円／点
<ul style="list-style-type: none">● 最大の辺の長さ又は径が 1m を超え 2m 以下のもの	600 円／点

注) 大型ごみとは、最大容量の指定ごみ袋に収めることができず、最大の辺の長さ又は径が 200cm 以下で、かつ、重量が 100kg 未満のものとなります。

(6) 収入使途

家庭ごみ有料化による手数料収入は、ごみの処理や資源化に要する費用、あるいはごみ減量やリサイクル推進のための財源として活用します。

6 市民周知

家庭ごみ有料化の実施にあたっては、様々な手法とあらゆる機会を通じて、市民の理解を深めるための周知を徹底的に行います。

また、基本計画の基本理念である「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」の実現に向けて、24年度の1年間を通じて053大作戦ステージ3を展開します。

053大作戦ステージ3では、ごみ減量とリサイクル推進に対して、まちぐるみで、考え、参加、行動することを目指します。

表 6 053 大作戦ステージ 3 の全体像

ゼロ 0	53(ゼロごみ)のまち とまこまい
ご 5 つのテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭ごみ有料化 ② ごみ減量 ③ 分別品目拡大 ④ 不法投棄・不適正排出防止 ⑤ 環境教育
み 3 つのアクション	<ul style="list-style-type: none"> ① まちぐるみで<u>考える</u>。 ② まちぐるみで<u>参加</u>する。 ③ まちぐるみで<u>行動</u>する。

7 実施時期

家庭ごみの有料化は、平成 25 年 7 月 1 日の実施を目指します。

表 7 家庭ごみ有料化工程表

年度 項目	23年度	24年度	25年度	26年度
1. 条例改正	●			
2. 市民周知	→	→	→	
	まちかどミーティング パブリックコメント他	053大作戦ステージ3		
3. 実施			7月 	→

8 併用施策

(1) 不法投棄対策

家庭ごみ有料化の実施前後には、一時的な不法投棄の増加が懸念されるため、不法投棄多発地域等においては、夜間・休日パトロールを実施するなど、監視体制を強化します。

(2) 不適正排出対策

不適正排出は、市民の不平・不満につながるだけでなく、健全な地域コミュニティの形成にも障害となるため、(仮称)ステーションパトロール隊や(仮称)共同住宅排出マナー改善対策協議会を創設し、『不適正排出ゼロ』を目指します。

また、今後の収集方式のあり方を検討するための調査・研究を進めます。

(3) 紙類の資源回収

紙類については、紙類資源化実施計画に基づき、家庭ごみ有料化と同時にステーション収集を開始します。紙箱類、包装紙類、レシートなど大半の紙類が対象となりますが、集団回収団体の活動促進の観点から、主要古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック)については対象としません。

(4) 拠点回収の拡充

分別品目の拡大としては、新たに剪定枝と小型家電を分別回収します。また、各種回収拠点の市民周知に努めることで、回収量の増加を目指します。

(5) 集団回収の拡充

資源回収団体奨励金制度の対象を6品目(新聞、雑誌等、段ボール、紙パック、びん類、アルミ類)とし、奨励金単価を回収量1kg当たり一律3円に増額します。

(6) 生ごみの減量化

家庭における生ごみ減量化への取組を推進するため、生ごみ堆肥化容器購入助成などの施策については継続して実施します。

今後は、生ごみ減量啓発用パンフレットを配布するなどして、更なる生ごみ減量に取り組めます。

参考 新たな分別区分表

	区 分	手数料	主 な 品 目 等	収集頻度	備 考
ステーション収集	燃やせるごみ	有料	生ごみ・汚れた紙類・衣類・落ち葉・廃油など	週 2 回	● 指定ごみ袋で排出すること。
	燃やせないごみ	有料	刃物・ガラス類・小型電化製品・携帯電話など	月 1 回	● 指定ごみ袋で排出すること。 ● 収集頻度は、現在の月 2 回から月 1 回へ。
	有害ごみ	無料	電池・水銀式体温計・ガス缶・ライターなど	月 1 回	● 透明な袋にまとめて排出すること。 ● 収集頻度は、現在の月 2 回から月 1 回へ。
	プラスチック	無料	トレイ類・キャップ類・ネット類・発泡スチロールなど	週 1 回	● 無色透明又は半透明の袋で排出すること。 ● 汚れが取れないものは燃やせるごみとして排出すること。
	紙 New	無料	紙箱類・紙カップ類・包装紙類・はがき・封筒・レシート・シュレッダーくず・缶ビールの紙パックなど	月 2 回	● 無色透明又は半透明の袋で排出すること。 ● 汚れが取れないものは燃やせるごみとして排出すること。 ● 新聞紙・雑誌類・段ボールは集団回収等を活用すること。
	資源物	無料	空き缶・空きびん・ペットボトル・紙パック	月 2 回	● 無色透明又は半透明の袋で排出すること。
拠点回収	剪定枝 New	無料	家庭の樹木を剪定した枝	月 1 回	● 5 月から 10 月までの 6 ヶ月間に限る。
	古着・古布	無料	綿 50% 以上の古着・古布	—	● 洗濯したものに限る。
	小型家電 New	無料	携帯電話・携帯ラジオ・電卓・ゲーム機・デジタルカメラなど	—	● 家電リサイクル法対象品等は回収できない。
	廃食用油	無料	家庭で使用した植物性廃食用油	—	● 500ml のペットボトルに入れること。
	リサイクルボックス New	無料	新聞・雑誌類・段ボール	—	● ひもで縛り、まとめて排出すること。
集団回収	無料	新聞・雑誌類・段ボール・紙パック・びん類・アルミ類	—		